

「募集要項に関する質問書(様式1-2)」に対する回答

No.	頁	項目	質問内容	回 答
1	4	表2 対象業務の概要 各種申請書類等の 作成補助	「各種申請書類等の作成補助」とありますが、想定されている具体的な申請メニューと業務内容があればご教授ください。	国庫補助申請が主な作成補助業務となります。
2	5	表3 本事業の対象範囲 電波障害調査	電波障害調査は、土木建築の実施設計前の事前のみという理解で宜しいでしょうか。(事後調査は建設後の対応であるため) また、現状の電波障害調査や騒音に関する調査資料がございましたら、開示をお願いいたします。	ご理解のとおりです。 現状の電波障害調査や騒音に関する調査資料はありません。
3	7	表5 事業スケジュール	提案においては設計の完了時期を令和6年度末と仮定し工事工程を作成すると理解しています。設計完了時期が遅延した場合には、工程変更に関する協議の場を設けていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	8	②技術対話	技術対話において1次提案書を提出しますが、「技術対話後は、技術対話以外の内容の修正は原則として認めないものとする。」との記載がございます。技術対話では土木・建築に関する内容について協議することとなっておりますが、土木・建築の内容変更に伴う機械・電気に関する提案内容の変更や技術対話を受けて決定した土木・建築提案設計に影響しない範囲の機械・電気提案設計については、修正を認めていただけないでしょうか。	技術対話に基づく土木・建築提案設計の変更に伴う機械・電気提案内容の変更は必要最小限の範囲で認めるものとしします。ただし、技術対話を受けて決定した土木・建築提案設計に影響しない範囲の機械・電気提案設計の修正は原則として認めません。
5	8	②技術対話	「土木・建築に限定して設計内容の中間報告」との記載がありますが、「設計内容」ではなく「設計業務に関する提案内容」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	11	3.4.1 事業費限度額	事業費限度額の積算月をご教授ください。	事業費限度額は複数メーカーから令和4年6月に提出された見積りにより決定しており、見積有効期限は令和6年3月末としております。
7	11	3.4.2 調査基準価格	「低入札価格調査制度」とは「熱海市建設工事に係る低入札価格調査制度試行要領」に準じるとの理解で宜しいでしょうか。	「熱海市建設工事に係る低入札価格調査制度要領」に準じます。
8	12	4.1 事業者選定スケジュール	「公告等に関する質問、意見等の受付」が2回予定されていますが、第2回についても第1回の質問回答の内容に限定されず質問を受け付けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	16	技術対話 ③ 注意事項	技術対話への参加者数が1社あたり4名と記載がありますが、応募が複数社によるグループだった場合には、応募グループから最大4名までの参加という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	16	技術対話 ③ 注意事項	技術対話において持参する資料や必要部数などについて、ご指定がございましたらご教示ください。	提案内容のバックデータを可能な範囲で持参してください。 一次提案書類一式(5部)を準備するようにお願いします。
11	17	基礎審査および基礎審査結果の通知	ここでの「要求水準書の項目を満足しているか確認」は、(様式3-3-1. 要求水準書セルフチェックリスト)にて行われるとの理解で宜しいでしょうか。	セルフチェックリストはあくまでセルフチェック用であり、発注者側は要求水準と照らし合わせて確認を行います。
12	17	プレゼンテーションおよび優先交渉者の決定	プレゼンテーションは技術評価対象外との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	17	優先交渉権者を選定しない場合	優先交渉権者を選定しない場合は、応募がない場合に限定され、応募者が1社(1グループ)でも存在する場合には、優先交渉権者になるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	19	6.2 事業者の収入	事業費限度額の公表同様に各年度の予算計画額の上限を公表願います。	事業者提案の年次別事業費内訳書を基に、各年度の予算計画額の上限を定めるため、現時点では公表できません。

「要求水準書に関する質問書(様式1-3)」に対する回答

No.	頁	項目	質問内容	回 答
1	4	2.5.1 対象業務の概要および 範囲 表 2 対象業務の概要 施工管理	本市が実施する土木・建築工事の施工管理の協議と事業者が実施する全体工程調整会議は同日に開催し、併せて協議する対応は可能でしょうか。	可能であるものと想定してください。
2	6	2.5.2 対象施設の概要と範囲 表 4 対象施設	表4には本事業における対象施設の一覧があります。撤去施設の中にマイクロストレーナ、薬品注入設備、受変電設備、計装設備、中央監視設備、自家発電設備、がありますが、表3のとおり既設撤去は貴市の所掌範囲と理解しますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	7	2.6.1 工事区域および 維持管理区域	貸与可能な用地がございましたら、追加資料としてご提示いただけませんかでしょうか。	梅園配水池場内の一部を貸与可能です。 貸与用地が確認できる資料を追加で提示します。 【追加資料①】
4	7	2.6.1 工事区域および 維持管理区域	旧配水池南側水槽上部を仮設の設置場所や資機材の置き場等で使用する場合、完了後の植栽の復旧は不要と考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	7	2.6.1 工事区域および 維持管理区域	場外道路迂回場所として使用するため地中ポンプ井北側にある倉庫を撤去したい場合、撤去は貴市にて実施していただけるのでしょうか。	市にて実施します。
6	7	2.6.2 来宮浄水場の立地条件	JR及び河川の境界線(敷地反対側)をご教示ください。	用地境界線が確認できる資料を追加で提示します。 【追加資料②】
7	7	2.6.2 来宮浄水場の立地条件	河川の護岸壁からの離隔を検討するため、護岸壁の竣工図書を提示ください。	護岸壁の竣工図書はありません。
8	9	2.8.1 事業スケジュール	設計および工事期間について記載がありますが、貴市が実施する土木・建築に関する工期設定はどのように実施されるかご教示願います。	R6中頃～R7中頃に詳細設計を行い、R7後半～R10末までに工事を行う予定です。
9	12	3.2.2 本事業で予想される リスク 表7 リスク分担表 【共通事項】 物価変動リスク17	「(一定の範囲を超えた部分)」の「一定」とは、設計建設請負契約書(案)第34条2項に記載のある「1,000分の15」との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	18	3.2.2 本事業で予想される リスク 表7 リスク分担表 【共通事項】 不可抗力リスク21	不可抗力リスクには、COVID-19などの疫病や感染症も含まれると理解してよろしいでしょうか。 また、半導体不足のような原材料の調達困難も含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	13	3.2.2 本事業で予想される リスク 表 8 リスク分担表 【調査・設計・建設】 設計変更リスク10	事業者側に「(○)」の記載がありますが、この意味合いをご教授願います。	発注者・事業者の協議により、発注者の責によらないと判断された内容は、事業者の負担とすることを示しています。
12	13	3.2.2 本事業で予想される リスク 表 8 リスク分担表【調査・設計・建設】 設計変更リスク20	「発注者の事由により発生した他事業との調整による工事の遅延・工事費の増大」とありますが、既に予定・実施中の他事業の工事スケジュールがあれば、ご教示願います。	発注者が別途発注する土木・建築の詳細設計および工事が該当します。
13	14	4.2.2 原水水質および浄水水 質要求水準	浄水水質に関する要求水質は表9に示された水質と理解します。原水の引渡し基準につきましては、水質基準達成原水である別紙11に記載の値と理解しますがよろしいでしょうか。 要求水準書記載のとおり、水質基準達成原水が原水引き渡し条件の場合、例えばアルミニウムおよびその化合物について、水質基準範囲内の最大値である0.2mg/Lの原水が流入した場合でも浄水要求水質である0.1mg/L以下と考えますがよろしいでしょうか。	原水の引き渡し基準についてはご理解のとおりです。 アルミニウムおよびその化合物の要求水準を0.1mg/L以下としているのは、PACの漏出に対して制約を設けることが目的です。したがって、原水におけるアルミニウムおよびその化合物の濃度が0.1mg/Lを超過した場合、その限りではありません。

「要求水準書に関する質問書(様式1-3)」に対する回答

No.	頁	項目	質問内容	回 答
14	15	4.2.4 工事期間中における施設の機能維持	原則として既設の浄水・送水設備の機能を維持できるように切替計画を立てることと記載がありますが、貴市に電話回線の予備がある場合には切替期間中はテレメータ回線として一時的に拝借することは可能でしょうか。	3.4kHzの予備回線を貸与することが可能です。ただし、発生する追加料金は事業者がご負担ください。
15	17	4.2.6 排水施設について	「物理洗浄1回分以上を貯留する排水施設を設けること」とありますが、膜ろ過ユニット1台の1回分の逆洗排水量という理解でよろしいでしょうか。また、逆洗頻度が高くなり、逆洗排水が当該排水施設からオーバーフローしてしまうことは避けなければならないという理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
16	17	4.2.7 契約不適合責任期間	「薬品洗浄頻度や膜交換周期、産廃処分費など事業者提案により提示のあった項目と既設流用設備は対象外とする」とございますが、薬品洗浄頻度や膜交換周期、産廃処分費など事業者提案により提示のあった項目については、契約不適合責任を問われたいと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、膜モジュールについては使用期間の性能について保証を求めます。(様式3-19-④)・別紙 膜モジュール性能保証書 参照)
17	18	5.1.3 周辺環境調査	ご要求の通り周辺環境調査や各種法令に基づき適切な対応を講じる所存ですが、現時点において把握されておられる特殊事情や制約事項があればご教授願います。	特にありません。
18	18	5.1.3 周辺環境調査	土木建築の詳細設計及び施工については発注者の範囲となるため、騒音規制に合致した建築物を設計・施工することは発注者の負担と考えます。事業者からは各機器の騒音値を提示し、敷地境界での騒音規制値を達成するための設計は貴市が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、非常用電源設備を屋外設置する場合には、事業者の責任において敷地境界での規制値を達成してください。
19	19	5.2.2 設計共通事項 ⑥流用設備	梅園送水ポンプ制御・遠方監視盤は流用となっておりますが、詳細な切替検討を進める中で新盤への置き換えの方がメリットがあると判断した場合には、流用とせず、置き換えても良いでしょうか。	ご理解のとおりです(新盤の置換えでも構いません)。
20	19	5.2.2 設計共通事項 ⑥流用設備	既存設備のうち、撤去後に市で保管するもののリストがあります。リストにある設備の保管場所への移設や保管に要するコストは貴市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。撤去した既存設備の保管場所(市施設)までの運搬は市にて実施します。
21	19	5.2.2 設計共通事項 ⑥流用設備	流用する梅園送水ポンプの防振ベースの図面を提供願います。また、梅園送水ポンプ周りの弁類(電動弁仕切弁、逆止弁、可撓管等)を流用することは可能でしょうか。流用可能な場合、機器図を提供願います。	梅園送水ポンプ周りの弁類を流用することは可能です。梅園送水ポンプ関連設備の参考資料を追加で提示します。【追加資料③】
22	19	5.2.2 設計共通事項 ⑥流用設備	流用する遠方監視設備は、中央監視設備の範囲であり、移設作業や改造等は本事業範囲外との理解で宜しいでしょうか。	流用する遠保監視設備の移設と切替は事業者が行ってください。機能増設およびソフト改造は市が別途発注します。
23	20	5.2.2 設計共通事項 ⑨水槽類	水槽類は複数系列を設置することとあり、排水槽も対象となっています。4.2.6で規定されている排水施設の洗浄排水槽は、この対象となるでしょうか。その場合、1槽あたり1回分以上の逆洗排水を受けられる容量を持たなければならないという理解でしょうか。	ご理解のとおりです。
24	20	5.2.2 設計共通事項 ⑩避雷対策	避雷設備を設けることとありますが、避雷針の設置は発注者の範囲としてよろしいでしょうか。	土木・建築施設に設置する避雷設備は発注者が設置します。ただし、屋外燃料タンクなどの機械・電気設備で避雷設備が必要となる条件を満たす場合には事業者が設置してください。
25	20	5.2.3 (2)原水槽 ②原水槽容量	原水槽容量(2池の合計)について、「計画浄水量の1時間以上の容量を確保すること。」と記載ありますが、容量の考え方は、実容量(HWL～水槽底)と考えますかよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	21	5.2.3 (2)原水槽 ④臭気確認	原水槽へ設置するサンプリング設備に関して、臭気の確認などに必要な検水量をご教示ください。	給水用具(φ13)の標準使用水量である17L/minを満たしてください。
27	21	5.2.3 (3)膜ろ過施設 ④膜ろ過設備の系列数	維持管理時など1系列停止時においてと記載がありますが、薬品洗浄による停止に加え、物理洗浄での停止もあるため、薬品洗浄と物理洗浄が同時に行われることも考慮するというご教示でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「要求水準書に関する質問書(様式1-3)」に対する回答

No.	頁	項目	質問内容	回 答
28	22	5.2.4 排水施設	初川への既設放流管および排水樹、場内排水管の設置レベルが分かる資料を提供願います。また、既設放流管および既設排水樹、排水管の一部を流用することは可能という理解でよろしいでしょうか。	後日公表する既設排水施設に関する資料にて内容確認をお願いします。 場内の排水施設は全て更新しますので流用は認めません。
29	24	5.2.7 場内配管 (基本設計のみ)	土木・建築構造物にあたる壁貫通管は、事業範囲外(=土木・建築工事範囲)という理解で宜しいでしょうか。	壁貫通管までを土木・建築工事の対象範囲とし、屋内の第一フランジ以降が機械・電気設備工事の範囲となります。
30	24	5.2.7 場内配管 (基本設計のみ)	③～⑪について場内配管に付属する配管アクセサリ類の仕様や、接続先、バイパス管等について記載ありますが、本項は場内配管の位置づけであり、提案～基本設計についてはご記載の仕様等を満足する計画とし、実際の管材手配等については事業者範囲外と考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	24	5.2.7 場内配管 (基本設計のみ) ②屋内および槽内配管	屋内および槽内配管については、場内配管(基本設計のみ)という認識でよろしいでしょうか	屋内配管と浄水池を除く槽内配管に係る詳細設計および工事は事業者が行ってください。
32	24	5.2.7 場内配管 (基本設計のみ) ⑩ 泉水送水管	浄水池へ接続する泉水送水管の接続位置、管種、口径をご教示願います。	32頁の図4に誤りがありましたので、泉水送水管との接続位置は追加資料をご確認ください。 管種・口径はD1P-GX・φ300です。 【追加資料④】
33	25	5.2.9 機械設備配管	「薬液注入管、検水管、検水排水管を除いてはステンレス鋼管もしくはポリエチレン粉体ライニング鋼管のいずれかを使用すること」とありますが、排水・薬品洗浄・空気に使用する配管については事業者提案と考えてよろしいでしょうか。 例えば薬品洗浄配管には薬液を流すためHIVPなどの仕様の方が腐食の観点から安全な配管となると考えます。	ご理解のとおりです。
34	25	5.2.9 機械設備配管 ⑦フランジ継手	フランジ継手は構造物内であってもGF形式(メタルタッチ)とする。とありますが、5.2.7場内配管にも同じ記載があります。つまりGF形式のご指定範囲は導水～原水管および、浄水・送水管と考えてよろしいでしょうか。その他配管(膜ろ過装置を含む機器・装置内および機器・装置との取り付けフランジを含む)については、事業者提案という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、埋設部分にはRF形式ではなくGF形式に限定します。
35	25	5.2.10 電気計装設備 (2) 受変電設備 ⑪ 建築付帯設備	変圧器の容量検討が必要となるため、事業範囲外である建築付帯の設備想定負荷・容量をご教示願います。	建築付帯の設備の想定負荷・容量資料を追加で提示します。 【追加資料⑤】
36	26	5.2.10 電気計装設備 (3) 非常用電源設備 ⑩ 建築付帯設備	非常用電源設備の容量検討が必要となるため、事業範囲外である建築付帯の設備想定負荷・容量をご教示願います。	建築付帯の設備の想定負荷・容量資料を追加で提示します。 【追加資料⑤】
37	26	5.2.10 電気計装設備 (6) 中央監視設備 (基本設計のみ)	以下の伝送項目を見込んだ設計とすることとありますが、伝送方式は事業者提案としてよろしいでしょうか。	中央監視設備への伝送は市が実施します。 アナログ信号は信号数分のアイソレータを既設盤内に設置してください。 接点信号については既設盤内に端子接続してください。
38	27	5.2.11 建築物 (基本設計のみ) ③ 建築物の床付高	建築物の床付高はH=+61.00m以上とすること。と記載ありますが、床付けの基準点は床排水ピットや釜場等を除いた底版の一般部からと考えてよろしいでしょうか。	掘削底面の最低高がH=+61.00m以上になるように計画してください。
39	28	5.2.13 浄水・送水設備の移設 または仮設	既設浄水・送水設備の水質監視計器がございましたらご教示願います。	来宮配水池に浄水濁度計、残留計があり、両者のアナログ信号を来宮浄水場まで信号ケーブルで伝送し、遠方監視装置へ接続しています。また、遠方監視はしていませんが、来宮浄水場にJR管理の原水PH計が設置されています。
40	29	5.2.14 上記を除く土木設計	提案内容の実現性を確認するため、提案期間中に鉄道事業者や河川管理者との協議を行うことは可能でしょうか。	参加事業者数次第では断られることも想定されます。市を通して協議を行うようにしてください。

「提出書類作成要領および様式集に関する質問書(様式1-5)」に対する回答

No.	頁	項目	質問内容	回 答
1	41 ～ 82	様式3-8～33	各様式に指定されるフォーマットについて内側の罫線等については不要と考えてよろしいでしょうか。表現の自由度を持たせるための確認です。	フォーマットの指定は特にありません。事業者提案とします。
2	41 ～ 82	様式3-8～33	各様式の指定枚数(例. A4版2枚以内)は、両面印刷とした場合も枚数の指定(例の場合、2枚×両面=最大4ページ以内)ということでもよろしいでしょうか。それともページ数の指定(例の場合、2ページ以内)でしょうか。	片面印刷を想定しておりますので、A4版2枚以内は、A4版2頁以内と認識してください。
3	52	様式3-11 (1) 調査業務 調査業務に関する事項	様式3-18で、騒音計算と敷地境界の騒音が事業者提案となっていますが、現況の騒音調査結果(JR走行時等を含む値)があれば、御教示願います。	現況の騒音調査結果はありません。
4	53	様式3-12 (2) 工程管理 工程管理に関する事項	2項については、貴市発注の建築土木工事等の本事業以外の工事が遅延した場合についての対応策は含まないと考えますが、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	57	様式3-16 (5) 非常時対応 非常時対応に関する事項	要求水準書内に、『膜ろ過設備のバイパス管を設け、バイパス管には次亜塩素酸ナトリウムの注入が行えるよう施設整備すること。』と記載がありますが、非常時(災害時等)には生活用水としてバイパス管を使用するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	59	様式3-18 (6) 環境保全 周辺環境への配慮に関する事項	2項について、敷地境界の騒音はJR走行時等を除いた平常時の騒音と考えますが、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	60	様式3-19-① (7) 維持管理性 維持管理コスト(動力費)に関する事項	動力費に建築設備負荷は含まないと考えますが、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	60	様式3-19-① (7) 維持管理性 維持管理コスト(動力費)に関する事項	初川IPC配水池への送水ポンプは本事業の工事対象範囲から除外されているため、動力費には含まないという理解で宜しいでしょうか。	初川IPC配水池、梅園配水池への送水ポンプの動力費も含めてください。動力費算出時の対象水量は、梅園配水池送水ポンプは3,800m ³ /日、初川IPC配水池送水ポンプは2,800m ³ /日としてください。
9	62	様式3-19-③ (7) 維持管理性 維持管理コスト(薬品洗浄費)に関する事項	廃液処分費について、単価の記載がありません。事業者が対象地区の受け入れ単価、運搬単価を算定し計上とありますが、応募グループ間での比較が困難と思われま。参考価格であるならば貴市による参考単価をご提示いただけないでしょうか。	産廃処分費は40,000円/m ³ (運搬費を含む)で算出してください。
10	64	様式3-19-④・別紙 膜モジュール性能保証書	保証条件の履行確認方法について、ご提示ください。	運転方法等に関する保証条件であれば、保証条件を満たしていることを記録する方法を想定しています。
11	64	様式3-19-④・別紙 膜モジュール性能保証書	膜モジュール性能保証書は、保証条件履行時において膜モジュールに損傷(膜破断)が確認された場合には、無償にて交換・対応するとの理解でよろしいでしょうか。	原水中の夾雑物がごく少量であり、膜破断リスクが比較的低いことを考慮し、リーク補修により補修可能な損傷(膜破断)であれば補償は求めません。なお、補償費の計算は、保証年数15年に対して10年11ヶ月で寿命に到達した場合、市の負担額は『交換費用×(10+11/12)÷15』とします。
12	70	様式3-25 (8) 施設計画 仮設浄水施設に関する事項	1項の「既設浄水設備と同等以上のろ過機能を有する」とは、設備全体として安定的な給水量の確保するという理解で宜しいでしょうか。	仮設浄水設備に、既設マイクロストレーナの150メッシュ以上のろ過性能を有することを求めるものです。
13	73	様式3-27-② (9) 土木・建築 建設コスト(建築工事)に関する事項	構造検討に影響するため土木工事と、建築工事となる区分をご教示ください。(例)建築構造に付帯する水槽は土木工事、建築に付帯する地下室で水槽がないものは建築構造、等	『水道施設耐震工法指針・解説2022 I 本編 4.9 水道施設における建築物の耐震計算法』に準拠してください。
14	80	様式3-32 (11) 電気設備 電気計装設備に関する事項	1項に動力負荷量の概要と記載がありますが動力負荷計算の根拠を示すという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「設計建設請負契約書(案)に関する質問書(様式1-7)」に対する回答

No.	頁	項目	質問内容	回答
1	2	第2条 (13) 提案書	本項で記載の「提案書」とは、最終提案の段階で変更する可能性ある「一次提案書類」は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	2	第2条 (20) 不可抗力	「感染症の蔓延」には、COVID-19も含まれると理解してよろしいでしょうか。 また、不可抗力には、半導体不足による原材料の調達困難も含まれると理解してよろしいでしょうか。	新型コロナウイルス感染症の影響により通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしても事業の設計・建設等に支障が生じるといえる場合は、基本的に「不可抗力」によるものと考えます。 後者は、その時点での具体的な事情に基づいての判断となります。
3	3	第3条 優先順位	「基本協定書、本契約、要求水準書等、提案書」の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本契約、要求水準書等、基本協定書、提案書の順にその解釈が優先する」とありますが、質問回答では各契約書における追記・修正の表記も含まれますので、質問回答書を最優先としていただくようお願いいたします。	原案のとおりとします。
4	6	第10条 成果物の著作権	著作物の利用については、通知のみではなく承諾を要する形とさせていただきますようお願いいたします。	原案のとおりとします。
5	17	第30条 受注者の請求による工期の延長 第2項	本条後段に「発注者は、その工期の延長が『発注者の責めに帰すべき事由による場合』においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない」とあり、発注者の費用負担は、「発注者の責めに帰すべき事由による場合」に限られます。他方、第28条(工事の中止)第3項では、発注者の責めに帰すべき事由による場合の限定はなく、不可抗力の場合においても発注者が増加費用を負担することとなると考えます。この点、受注者が不可抗力のために工期の延長を請求した場合には発注者の費用負担がなく、発注者が工事を中止した場合には発注者の費用負担があるとするのは整合性がとれていないと考えます。 つきましては、本条項後段を「発注者は、その工期の延長が『受注者の責めに帰すべき事由による場合を除いて』、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害『が生じた』ときは必要な費用を負担しなければならない」と修正して頂くか、修正がN Gの場合は両条項の取扱いの差異について理由をご説明頂きたいお願い致します。なお、要求水準書「3.2.1 リスク分担の基本的な考え方」の第2段落但書においても不可抗力リスクについて受注者は負担しない旨の記載があります。	ご指摘の点につきましては第38条にて対応しています。
6	18	第32条 工期の変更方法	協議が整わない場合、協議期間の延長などによる対応を認めていただけないでしょうか。	原案のとおり、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知することとします。
7	18	第33条 請負金額等の変更方法等	協議が整わない場合、協議期間の延長などによる対応を認めていただけないでしょうか。	原案のとおり、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知することとします。
8	18	第33条 請負金額等の変更方法等	「変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき、発注者と受注者とが協議して定める。」とありますが、令和4年4月26日付けで国土交通省より、「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した 適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」(国不建第54号)の通達されております。昨今の物価高騰や通達を受け、事業費の積算を行った日を基準日(起算日)とする他自治体事例が見られます。適正な請負代金の設定を行うため、応札前の積算の見直しや事業費の積算を行った日を基準日として設定する等の対応をしていただけないでしょうか。	物価変動に関する基準日(起算日)は、提案を受けた日とします。
9	18	第33条 請負金額等の変更方法等	「令和4年3月から適用する公共工事労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置」については熱海市においても適用されると考えてよろしいでしょうか。	物価変動に関する請負金額等の変更方法については、第34条に示すとおりです。

「設計建設請負契約書(案)に関する質問書(様式1-7)」に対する回答

No.	頁	項目	質問内容	回 答
10	18	第33条 請負代金額の変更方法等	<p>「変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき、発注者と受注者とが協議して定める。」とありますが、使用する物価指数について、手続きの迅速化のため、適用される具体的な指数を予め決めておくのが望ましいと思われま。また、昨今の物価高騰を鑑みて、適正な請負代金の設定のため、工程に合わせた指数の設定等の他自治体事例が見られます。例えば、以下の指数を採用して頂く事は可能でしょうか。(他自治体事例を参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建設工事費、土木工事費 建設工事費デフレーター／上・工業用水道 ○機械設備工事費、電気設備工事費 国内企業物価指数／該当項目 公共工事設計労務単価 	<p>本事業は、契約期間が長期となるDB0方式と異なり、契約期間が比較的短期であるため、受注者から請求のあった時点で協議を開始するものと認識しております。</p>
11	18	第33条 請負代金額の変更方法等	<p>「予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったとき。」については、契約前であっても貴市と優先交渉権者における契約協議において、提案金額から契約する際に契約金額の変更は可能でしょうか。</p>	<p>物価変動に関する請負金額等の変更方法については第34条に示すとおりです。</p>
12	20	第37条 第三者に及ぼした損害第1項	<p>本条項に、第三者に及ぼした損害について「…のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。」とございますが、要求水準書の表7リスク分担表では、第三者賠償リスクについて事業者の帰責事由によるもの以外は、発注者が負担するとありますので、本条項は、「…のうち、『受注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除いて、』発注者が負担する」とご修正頂けますでしょうか。</p>	<p>ご指摘の内容に合わせて第37条の条文を修正します。後日公表する設計建設請負契約書(変更)にて内容確認をお願いします。</p>
13	20	第38条 不可抗力による損害	<p>国土交通省中建審第5号として令和4年5月18日に公表された公共工事標準請負約款の30条の改正(工事目的物の引渡し前に、不可抗力により工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、発注者が損害合計額のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担することとされているところ、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。)は本事業の工事請負契約書に適用いただけるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>
14	30	第54条 設計業務に関する契約不適合責任第8項	<p>「受注者が受注者帰責に基づく債務不履行による成果物の契約不適合があることを知っていたとき」とは、いつの時点で知っていたことを指すのでしょうか。いつの時点において知っていたかについて記載がありません。この点、民法第637条第2項に従うのであれば、「引渡し」時とすべきと考えますので、時的範囲を追記願います。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>
15	30	第54条 設計業務に関する契約不適合責任第9項	<p>「前各号」とございますが、「前各項」の誤りではないでしょうか。</p>	<p>ご指摘の内容に合わせて第54条の条文を修正します。後日公表する設計建設請負契約書(変更)にて内容確認をお願いします。</p>
16	31	第56条 建設業務に関する契約不適合責任第6項	<p>本条項の「重過失」とは、最高裁判例の示す通り、「ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態」と解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりですが、実際には行為者の負う注意義務の程度と実際に払われた注意との差が問題とされるので、個別具体的な判断となります。</p>